

# ご説明資料

---

2019年2月27日  
金融庁

# 暗号資産交換業者に対する対応

## これまでの監督上の対応

- ✓ 法施行(2017年4月)以降、登録審査を実施し、同年12月までに16社を登録  
また、法施行前から暗号資産交換業を行っている業者(みなし業者)16社とともにモニタリングを実施
- ✓ 18年1月26日、コインチェック社(当時みなし業者)は不正アクセスを受け、ネットに接続された状態で管理していた暗号資産(NEM:580億円相当)が流出(被害者数:約26万人)
- ✓ 同事案を踏まえ、全てのみなし業者及び登録業者9社に対し、順次、立入検査を行い、これまでに問題が判明したみなし業者10社及び登録業者7社に対し、行政処分を実施  
→ 登録業者17社、みなし業者2社(19年2月時点)
- ✓ また、これまで実施した暗号資産交換業者等の検査・モニタリングで把握した実態や問題点について、中間的にとりまとめ公表(18年8月)
- ✓ 登録業者で設立した団体(日本仮想通貨交換業協会)を、自主規制機関として認定し、行政による検査監督と連携(18年10月)

## 新規登録申請業者への対応

- ✓ 新規参入を希望する事業者が多様かつ多数(約160社(19年2月時点))
- ✓ 登録審査の透明性を高める観点から、  
① 登録審査に現在利用している「質問票」(400項目超)を公表し、厳格に審査(18年10月)  
② 更に、審査プロセスに要する時間的目安(概ね6か月程度)等を公表(19年1月)

# 暗号資産交換業者に対する対応

## 消費者への注意喚起

- ✓ 利用者に対し、消費者庁・警察庁と連名で、価格変動リスクや詐欺事案等に関する注意喚起を繰り返し実施(17年9月～) → 最近の相談事例の傾向等を踏まえ、注意喚起文を更新(18年10月)

## 無登録業者への対応

- ✓ 無登録営業の疑いがある業者に対し、事業の詳細等を確認するために照会書を発出。無登録業者であることが判明した場合は、利用者保護のため警告書を発出(これまで海外事業者3社)

商号、名称	所在地	暗号資産交換業の内容等	掲載時期
Blockchain Laboratory Limited	マカオ	インターネットを通じて、暗号資産の売買の媒介を行っていたもの	18年2月
Binance	香港	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	18年3月
SB101	ジブラルタル	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、AtomicCoin(アトミックコイン)の売買の媒介等の暗号資産交換業を行っていたもの	19年2月

## 他省庁との連携

- ✓ 18年1月のコインチェック社事案を機に、暗号資産交換業者等に関する3省庁(警察庁・金融庁・消費者庁)局長級連絡会議をこれまで4回開催

主にみなし業者において、17年秋以降、取引が急拡大し、ビジネス展開を拡大する中、  
内部管理態勢の整備が追いつかず

## ビジネス部門(第1線)

- 取り扱う暗号資産(仮想通貨)のリスク評価をしていない
- 自社が発行する暗号資産(仮想通貨)の不適切な販売
- 内部管理態勢の整備が追いつかない中、積極的な広告宣伝を継続

## リスク管理・コンプライアンス部門(第2線)

- 法令等のミニマムスタンダードにも達していない内部管理
- マネロン・テロ資金供与対策、分別管理ができていない
- 内部牽制が機能していない
- セキュリティ人材が不足している
- 利用者保護が図られていない
- 外部委託先の管理ができていない

## 内部監査(第3線)

- 内部監査が実施されていない
- 内部監査計画を策定しているが、リスク評価に基づくものになっていない

## <コーポレート・ガバナンス>

- 利益を優先した経営姿勢
- 取締役及び監査役の牽制機能が発揮されていない
- 金融業としてのリスク管理に知識を有する人材が不足
- 利用者保護の意識や遵法精神が低い
- 経営情報や財務情報の開示に消極的

# (参考)暗号資産(仮想通貨)についての注意喚起(18年10月公表)

## 仮想通貨を利用する際の注意点

- 仮想通貨は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。仮想通貨の価格が急落し、損をする可能性があります。
- 仮想通貨交換業者(※)は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。

(※) 仮想通貨と法定通貨、仮想通貨同士を交換するサービスなどを行う事業者

- 仮想通貨の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか(※)を含め、取引内容やリスク(価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等)について、利用しようとする事業者から説明を受け、十分に理解するようにしてください。

(※) 金融庁・財務局が行った行政処分については、こちらをご覧ください。

[https://www.fsa.go.jp/policy/virtual\\_currency02/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html)

- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。仮想通貨の持つ話題性を利用したり、仮想通貨交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意ください。

# 「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書の概要 [18年12月公表]

顧客の仮想通貨の流出事案が複数発生

価格が乱高下し、仮想通貨が投機の対象になっている、との指摘

事業規模の急拡大に業者の内部管理態勢の整備が追いついていない実態

仮想通貨を用いた新たな取引(証拠金取引やICO)の登場

## 適正な自己責任

### 仮想通貨交換業者を巡る課題への対応

#### ◆仮想通貨の流出リスク等への対応

- オンラインで秘密鍵を管理する顧客の仮想通貨相当額以上の純資産額及び弁済原資(同種・同量以上の仮想通貨)の保持を義務付け
- 顧客の仮想通貨返還請求権を優先弁済の対象とする仕組みを整備
- 財務書類の開示を義務付け

#### ◆業務の適正な遂行の確保

- 取引価格情報の公表を義務付け
- 投機的取引を助長する広告・勧誘を禁止
- 自主規制との連携(自主規制規則に準じた社内規則を策定していない自主規制機関未加入業者の登録拒否・取消)

#### ◆問題がある仮想通貨の取扱い

- 利用者保護や業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある仮想通貨の取扱いを禁止
- 取り扱う仮想通貨の変更を事前届出に見直し

### 仮想通貨証拠金取引等への対応

#### ◆証拠金取引であることを踏まえた対応

- 外国為替証拠金取引(FX取引)と同様に業規制の対象とし、不招請勧誘の禁止などの行為規制を適用
- 仮想通貨の価格変動の実態を踏まえ、適切な証拠金倍率の上限を設定

#### ◆仮想通貨の特性等を踏まえた追加的な対応

- 仮想通貨に特有のリスクに関する説明を義務付け
- 最低証拠金を設定

#### ◆仮想通貨信用取引への対応

- 仮想通貨証拠金取引と同様の機能・リスクを有することを踏まえ、同様の規制を適用

### ICO(Initial Coin Offering)への対応

様々な問題への指摘が多い一方で、将来の可能性への指摘も踏まえつつ、規制を整備

#### ◆投資性を有するICOへの対応

- 仮想通貨による出資を募る行為が規制対象となることを明確化
  - ICOトークンの流通性の高さや投資家のリスク等を踏まえて、以下のような仕組みを整備
    - ・50名以上に勧誘する場合、発行者に公衆縦覧型の発行・継続開示を義務付け
    - ・仲介業者を証券会社と同様の業規制の対象とし、発行者の事業・財務状況の審査を義務付け
    - ・有価証券と同様の不正取引規制\*を適用
- \*インサイダー取引規制は、今後の事例の蓄積等を踏まえて検討
- ・非上場株式と同様に一般投資家への勧誘を制限

#### ◆その他のICOへの対応

- ICOトークンを取り扱う仮想通貨交換業者に、事業の実現可能性等に関する情報提供を義務付け

#### ◆仮想通貨の不正な現物取引への対応

- 不正行為・風説の流布等・不当な価格操作を、行為主体を限定せずに禁止
- 仮想通貨交換業者に、取引審査を義務付けるとともに、未公表情報に基づく利益を図る目的での取引を禁止

#### ◆仮想通貨カストディ業務への対応

- 業規制の対象とし、仮想通貨交換業者に適用される顧客の仮想通貨の管理に関する規制を適用

#### ◆業規制の導入に伴う経過措置

- 仮想通貨証拠金取引等への業規制の導入に際し、経過措置を設ける場合には、経過期間中の業務内容の追加等を禁止

#### ◆法令上の呼称の変更

- 国際的な動向等を踏まえ、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更